

生活保護法による診療報酬請求等明細書点検業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「生活保護法による診療報酬請求等明細書点検業務委託」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の場所、内容及び方法

- (1) 委託業務は、県の福祉事務所（県東健康福祉センター（芳賀福祉事務所）、県南健康福祉センター（下都賀福祉事務所）及び県北健康福祉センター（那須福祉事務所））内で実施する。
- (2) 委託業務の内容・方法は次のとおりとする。
 - ア 別紙1「生活保護法による診療報酬請求等明細書点検業務委託作業内容」による。
 - イ アに付随する業務等、甲が業務委託の遂行に必要と認める業務（法別番号25の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付対象者（若干名）を含む。）
 - ウ 委託業務における点検員が行うレセプトの点検等の業務については、ノート型パソコン等を持ち込むことで、乙の有する情報システムに代替させることも可能とする。その場合であっても、レセプト管理クラウドシステムの操作等は点検員が実施し、一連の作業内容について把握するものとする。
また、その際に甲から提供されるレセプト等のデータの取扱については、甲の指示に従うものとする。

2 委託業務量

別紙2のとおり。

3 責任者

乙は、業務に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により甲に報告しなければならない。

4 点検員

- (1) 乙は、医科、歯科及び調剤レセプトの点検を行うことができる点検員を、それぞれ少なくとも1名配置すること。
- (2) 点検員は、医療事務有資格者であること。また、乙は、これを証する書面を甲に提出すること。
- (3) 点検員は、乙の定める社名及び氏名入りの名札を着用すること。
- (4) 業務に従事する点検員は各日1名とする。ただし、乙からの申し出により、甲が適当と認めた場合は、増員することができるものとする。

5 業務実施日及び業務時間

- (1) 原則として、毎月 20 日（20 日が閉庁日の場合は繰り下げる閉庁日。）から、その月の最後の閉庁日までとする。
- (2) 業務時間は、月曜日から金曜日（閉庁日を除く。）の 9 時から 17 時までの任意の時間（ただし、12 時から 13 時を除く。）とする。

6 報告

- (1) 点検員は、毎日業務終了後、別記様式 1 号により、県の各福祉事務所医療扶助担当者に処理状況を報告するものとする。
- (2) 乙は、毎月業務完了後、別記様式 2 号により、甲に処理状況を報告するものとする。

7 特記事項

- (1) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項について、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 委託料の支払は、月ごとに（毎月 1 回）精算払いとする。

別記様式1号

業務処理報告書

年　月　日

栃木県知事　福田　富一　様

点検員

印

年　月　日に処理した委託業務は、次のとおりです。

入室（業務開始）時刻 時 分

退室（業務終了）時刻 時 分

作業内容（医科・歯科・調剤の別、点検件数等）

特記事項及び連絡事項

別記様式2号

業務完了報告書(月分)

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

所在地

商 号

代表者

印

生活保護法による診療報酬請求等明細書点検業務委託のうち 年 月分が完了したので、報告します。

1 福祉事務所ごとの従事日及び点検枚数等

事務所名	単月分		縦覧点検分		作業内容	備考
	従事月日	点検件数	従事月日	点検件数		
芳賀福祉事務所						
	計日	計件	計日	計件		
下都賀福祉事務所						
	計日	計件	計日	計件		
那須福祉事務所						
	計日	計件	計日	計件		
合計	計日	計件	計日	計件		

2 特記事項